

マル経融資（コロナ別枠）のご案内

新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が5%以上減少している事業者又はこれと同様の状況にある事業者に別枠で融資します。

融資限度額： 2,000万円 コロナ別枠 1,000万円

返済期間： 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内

基準金利： 1.08%より当初3年間、▲0.9%引下げ

返済期間： 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内

※コロナマル経の取り扱いが、令和5年9月末まで延長されました。

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行う事により労働者の福祉の向上・増進を図るための政府が管掌する保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業所となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険を納付しなければなりません。

パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者等の呼称にかかわらず、雇用保険の適用範囲は、以下のとおりとなります。

- ・ 31日以上の雇用見込みがあること。
- ・ 1週間の所定労働時間（残業時間を含まない）が20時間以上であること。

商工会は、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合であり、事業主の委託を受けて労働保険の事務処理を行っています。委託を希望される事業所は、商工会にご連絡ください。

事務組合に委託しますと次のようなメリットがあります。

- ① 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ② 労災保険に加入することができない事業主や家族従業者なども、労災保険に特別加入することができます。
- ③ 労働保険料を3回に分割して納付できます。（一部分割できない場合があります。）

令和5年度の雇用保険料率の改定について

令和5年4月から6年3月の雇用保険料率は以下のとおりです。

労災保険料率については変更ありません。

		労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	R5. 4~6.3	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	R5. 4~6.3	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

協会けんぽからのお知らせ

令和5年3月分（4月納付分）から健康保険料率、介護保険料率が次のように変わります。

健康保険料率 10.22% ⇒ 10.29%

介護保険料率 1.64% ⇒ 1.82%（40歳から64歳までの方）

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

大阪府豊能郡豊能町余野1008

Tel. 072-739-1647 Fax. 072-739-2285

Mail toyono@gold.ocn.ne.jp web http://toyono-sci.com/



商工会公式CM